

各認可外保育施設長 様

うるま市役所こども未来部保育こども園課長
(公印省略)

令和4年度 認可外保育施設保育サービス向上事業
認可外保育施設研修事業補助金交付申請書の提出について

令和4年度認可外保育施設保育サービス向上事業(認可外保育施設研修事業)補助金交付申請書を、下記期日までに提出下さるようお知らせいたします。

なお申請書は、下記「留意事項」をご確認いただき作成をお願いします。

記

提出期限 令和4年8月22日(月)

※期限厳守

《提出書類》

- ①認可外保育施設保育サービス向上事業補助金交付申請書【様式第1号(第4条関係)】
- ②補助金所要額調書【様式第1号(別紙1)】
- ③支出予定額算出内訳書【様式第1号(別紙2)】
- ④保育材料購入または修繕予定の見積書
- ⑤研修受講申込書(研修受講証明欄が捺印されているもの)
- ⑥保育の質向上に資する研修会に参加したことが把握できる研修会資料および園内で情報共有を行ったことが分かる研修報告書等(未受講の場合は実績報告時に提出)

「留意事項」

- ・保育材料等環境整備(修繕を含む)に要する経費が補助対象となります。
- ・補助金額は購入額の95%となります。
- ・補助金上限額は $13万 \times 9.5/10 = 123,000円$ (千円未満切り捨て)

※ただし、県が実施する研修の研修のほか、認可外保育施設の管理者又は保育従事者が、研修会に参加し、保育従事者の資質向上に努めている場合は安全確保関係費用として17万が追加され、 $30万 \times 9.5/10 = 285,000円$ が補助上限となります。

・補助申請額の内訳は、保育材料関係が13万、安全対策関係が17万が基本ですが、安全対策関係のみで30万円まで計上することも可能です。ただし、保育材料関係は13万以上計上することはできません。

・当該経費が児童の処遇向上及び保育の質の向上にどのように効果があるかを説明できるようにしてください。

・交付決定通知日以降に購入・修繕するものが対象となります。

・交付決定後、翌年1月31日までに事業完了し、実績報告をしていただく必要があります。

・補助金により取得又は効用の増加した価格が50万円以上(補助金額が50万円以上ではなく、50万円にいくらかでも補助金が含まれていること)の財産がある場合は、「取得財産等明細表」を実績報告時に提出して下さい。

・補助金の額の決定後に消費税及び地方消費税の申告を行い、補助金に係る消費税等仕入控除を受けた場合は、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式第10号)により、報告してください。既に当該補助金を交付しているときは、その部分に係る補助金の返還が発生します。

うるま市保育こども園課 担当:石垣 連絡先:973-5427